

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 01

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	01	地域における人権尊重の取組の推進
担当当局		地域協働局			

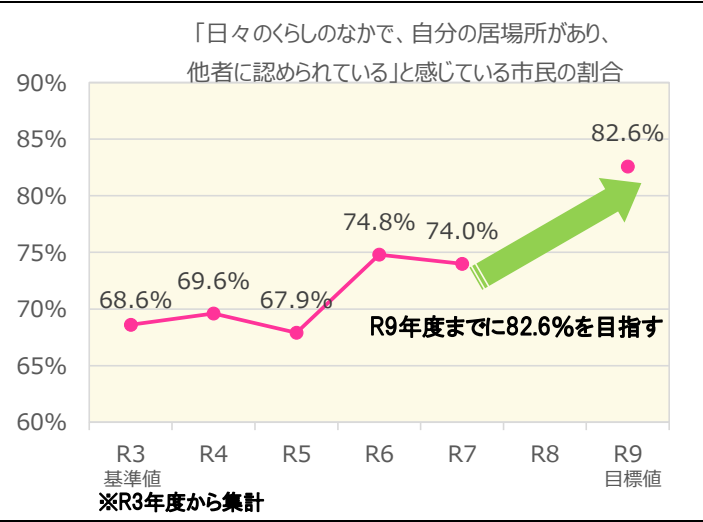
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	68.6	%	82.6	68.6	69.6	67.9	74.8	74.0
B	「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合	↑	83.6	%	90.0	83.6	79.2	81.9	83.7	80.7
C										
D										
E										

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	ひょうご・ヒューマンフェスティバル事業(人権啓発活動地方委託事業)
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】(目標指標A) (目的)必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。 ①<多様なルーツを持つ市民が交流できる場づくり> ベトナム人親子が多く居住する小学校で実施した「ベトナムあかちゃん交流会」では、地域で子育て支援している方や、日本語教室を運営している方などキーパーソンの発掘を意識しながら連携して取り組んだことで、保育所や地域住民との顔の見える関係性が生まれ、その後の住民発意のベトナム人親子交流会の実施にもつながった(1回目20名・2回目30名参加)。 また、多文化交流イベントの実施経験が豊富な市民グループの協力のもと、これまで実施できていなかった地域でも新たに多文化交流イベントを実施することができた。 ②<関係部局や地域住民・団体とが連携した場づくり> 地域振興センターが、スクールソーシャルワーカーや民生児童委員と連携し、支援が必要な子どもの居場所を運営したり、栄養士や保健師等と連携し、乳幼児を持つ保護者の悩みを相談できるお話し会を実施したりし、交流や支え合いの場づくりに継続的に取り組んでいる。 これらの取組のほか、新たに生涯学習プラザの登録グループと連携することで、書道や着付けをテーマにした外国籍住民と地域住民が互いに交流する機会の創出につながったほか、毎月の地域交流会で外国籍住民との顔の見える関係ができるなど、今後の継続的な交流の実施につながるきっかけとなった。	
【地域における人権学習・啓発の推進】(目標指標A・B) (目的)生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。 ③<人権に関する歴史等正しい知識の普及啓発> 多様な人権問題について、歴史等を語りで表現する講演会や映画会を実施するなど、差別解消の歴史や正しい知識を学ぶための取組を行った。また、市報特集号を活用し、当事者が望んでいない配慮などを身近な例を用いてわかりやすく発信したことで、当啓発内容が市全体に改めて広がってほしいとの当事者の声が寄せられた。ひょうご・ヒューマンフェスティバルで人権擁護委員による人権相談、当事者団体による電動車いす体験、デフリンピックの周知など、県をはじめ多様な団体と共催したことにより、1,300人の来場者のもと、当事者の現状を広く自分事として考える機会となった。 ④<拉致問題への啓発> 国が定める12月の啓発週間に合わせ、啓発パネルの展示や啓発ビデオの上映会のほか、新たに尼崎城のブルーライトアップを実施し、理解を深める取組を行った。 ⑤<震災と人権> 阪神・淡路大震災から30年となることから、災害に起因する人権課題について、男女共同参画の視点における防災、震災と外国人など地域コミュニティの大切さを改めて考えるテーマで市内5地区において講演会等を実施し、理解を深めた。(じんけんスタディツアー) ⑥<平和啓発> 戦後80年となることから、「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間展(パネル展示)」、「ひめゆり学徒隊のパネル展示」、沖縄戦をテーマにしたDVD上映を2地区で実施した(生涯学習プラザ3地区、小・中学校の各1校)。また、ひょうご・ヒューマンフェスティバルにおいても、小・中学生が平和をテーマに描いた絵画展示など、戦争の悲惨さや平和の尊さを広く学ぶ機会を創出した。(記念体育館) ⑦<子どもの権利について> 子どもの権利をテーマに児童虐待の類型や子どもへの影響、ヤングケアラー等についての講演会を開催し、子どもの権利とそれを守るために何が必要で何が大切な、安心して暮らしていける地域づくりとは何かを、教員と地域住民がともに学び考えることができた。 ⑧<人権教育小集団学習> 市民の主体的な学習活動の機会を持続的に確保するため、人権学習に取り組む29の小集団学習グループの活動を支援した。小学6年生と一緒に学習を行うグループもあり、子どもと学習内容を共有することで、家庭での会話が増えたという意見もあり、人権に対する意見交換が行える場を提供した。	

令和8年度の取組
【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】 ①②様々な人権問題をテーマとした学びや交流の場を提供していくとともに、主体的に活動されている団体やキーパーソン探しに引き続き取り組む。他団体や関係部局に活動内容を紹介したり、キーパーソン同士をつないだりするなど、市民の主体的な取組を支援していく。 【地域における人権学習・啓発の推進】 ③～⑦人権問題については、正しい歴史認識に加え、社会状況の変化など新しい知識を得られるよう、インターネットにおける人権問題など時世に応じたテーマについて、デジタルサイネージを積極的に活用しながら学習の機会の提供と啓発に取り組んでいく。 ⑧小集団学習グループの学習活動支援を継続するとともに、小集団学習グループ以外にも、自分が知りたい人権について気軽に学習できる機会や環境、仕組みづくりを検討していく。
主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針
・マイノリティ当事者が地域で孤立しないように、引き続き当事者同士の間での顔の見える関係性や、地域住民とのつながりが生まれるように身近な場所での交流機会の実施に取り組む。 ・地域における多様な人権問題について、正しい知識を持つことや人権問題を自分事として捉えられるように、時世に応じたテーマを取り扱うことや啓発活動の手法を引き続き工夫し、地域の人々が人権問題に関心を持てる環境を継続して作ることで、人権文化いきづつまちづくりの実現に向けた取組を進める。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 02

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	02	人権に関する相談体制と支援の充実
主担当局		地域協働局			

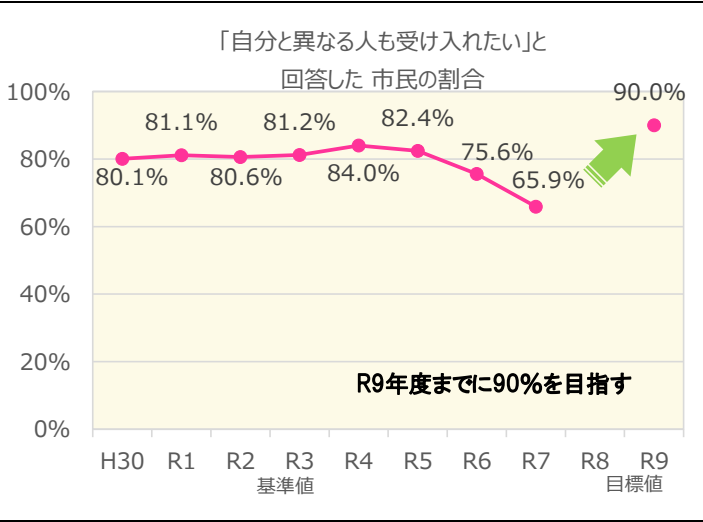
2 目標指標

指 標 名		基準値 (R3)	目 標 値 (R9)	実績値						
	方向			R3	R4	R5	R6	R7		
A	「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の市民の割合	↑	73.9	%	80.0	73.9	76.3	76.6	77.1	76.5
B	「女性だから・男性だから」という理由で生きづらさを感じると回答した市民の割合	↓	32.6	%	16.0	32.6	31.3	31.2	31.7	33.0
C	「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合	↑	81.2	%	90.0	81.2	84.0	82.4	75.6	65.9
D										
E										

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	コワーキングスペース運営事業(女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業)
2	外国人総合相談窓口等における情報発信・相談対応の充実(多文化共生社会推進事業)
3	地域における日本語ボランティアの養成・支援体制づくり(多文化共生社会推進事業)
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	行政窓口等における通訳タブレットの拡充(多文化共生社会推進事業)
2	外国人総合相談窓口の機能強化(多文化共生社会推進事業)
3	経済分野等における国際交流調査・研究事業(姉妹・友好都市等交流関係事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	放課後日本語ボランティア派遣事業(多文化共生社会推進事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】(目標指標A・B・C) (目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。 ①《女性・勤労婦人センター(トレビエ)の事業》女性活躍推進の一環として実施した異業種間交流会を通じて、参加者がキャリア形成や多様な働き方の可能性など新たな視点を得る機会となった。また、男性や性的マイノリティ相談、パパの子育て交流会(パパ9人・子ども11人参加)を実施したことで幅広い年齢層の方がトレビエに足を運ぶきっかけとなった。 ②《働く子育ての両立支援》国の「女性の正規雇用率低下(L字カーブ)の解消」といった課題を背景に、市民意識調査結果でも「長く働きたい」という女性の就労意欲がうかがえたことから、新トレビエの機能として「女性の多様な働き方等の支援」や「コワーキングスペースの開設」を検討していくこととした。 ③《新図書館とトレビエの連携》設計・管理運営法人、市(新トレビエ、新図書館、大井戸公園)による三者の関係者協議会を立ち上げ、連携して事業を進めていく旨を新図書館整備等事業実施方針等に盛り込んだ。	
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】(目標指標C) (目的)互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。 ④《相談支援体制の充実》外国人総合相談窓口において、外国籍住民から相談を受け、転入時に必要な国保年金加入・学校園等の編入手続きなど、ワンストップによる支援を行った(R7:1,373回、延べ1,892件)。また、行政窓口等に通訳タブレット12台を追加配置し、多言語対応を充実させた。 ⑤《日本語を学ぶ環境整備》地域の日本語教室との意見交換会の実施により、ボランティアが抱える課題とニーズを聞き取り、ボランティア同士がつながり、交流できる場を求めるニーズの把握につながった。 ⑥《子どもへの日本語学習支援》子ども向けボランティア養成講座を実施し、子ども向け日本語教室を立花地域で新設することができた。また、放課後日本語ボランティア派遣事業は、教育委員会と連携し、昨年度より多くの児童へ支援を行った(R7:7校・12人、R6:3校・6人)。 ⑦《相互理解の促進》本市の外国籍住民が増加していることから相互理解を促進するため、外国人を支援する市民団体と各地域振興センターが積極的に連携し、毎月バーベキューや防災イベント等、地域住民と外国籍住民との交流機会を定期的に企画し、開催した。	
【姉妹都市・友好都市等との交流】 (目的)姉妹都市(アウクスブルク市)・友好都市(鞍山市)との友好交流を深めるなど、本市における国際交流の発展に寄与することを目指す。 ⑧《国際交流の一層の推進》市内中学・高校年代の青少年8人が鞍山市を訪問したほか、アウクスブルク市から10人が本市に訪れるなど、青年使節団の派遣・受入事業を通して姉妹・友好都市との親善交流を深めた。	
【その他様々な人権問題への取組】(主な取組を記載。個に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】に掲載。) (目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。(目標指標A・B・C) ⑨《人権に配慮した防災》災害発生時の避難所生活を想定し、女性や外国籍住民等、多様な避難者ニーズの視点に立った避難所運営訓練や非常食等の備蓄を行うほか、ジェンダーの視点から見る防災クイズ展示を行うことで、実災害における避難行動の意識醸成を図った。 ⑩《地域総合センターの取組》市民相互の交流促進や人権啓発意識の普及を図るための講座を多様なテーマで実施するとともに、子どもの居場所事業における、子どもとの関わり方や緊急時の対応等について実践的な研修を実施するなどセンター職員のスキルアップに取り組んだ。 ⑪《インクルーシブ遊具の設置》遊具更新において、市内1公園でバケット型インクルーシブブランコを設置するとともに、民間開発における自主管理公園のインクルーシブ遊具の設置について継続して協議した。	

令和8年度の取組
【性の多様性を前提としジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】 ①②トレビエに、テレワークやフリーランス活動、育休復帰・就労・再就職に向けた資格取得等の準備やキャリアアップ等について相談ができる託児付きコワーキングスペースを新たに設置する。また、国の男女共同参画計画や本市男女共同参画に関する市民意識調査等を踏まえ第5次男女共同参画計画を策定する。 ③新図書館の整備事業により、ホール等の貸館機能が新図書館に移管されるため、現在ホール等を使用しているトレビエ事業が継続できるよう、新図書館等の関係部局とも情報共有を図りながら検討を進めていく。
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 ④⑦AI同時通訳ツールを導入し、多言語での情報発信に努めるとともに、公用スマートフォンを導入し、軽易な相談についてはSNSでも対応できるよう相談機能の充実を図る。 ⑤⑦日本語ボランティア養成講座を市内6地区で実施し、受講者等を登録するボランティアバンクを構築するほか、ボランティア間の情報交換や交流会を実施し、新たな担い手の確保やボランティアの活動しやすい環境を整備し、日本語を学べる環境づくりに努める。 ⑥放課後日本語ボランティア派遣事業は、事業の在り方や役割を教育委員会と協議し、令和9年度以降の事業の実施主体や運営方法について検討する。
【姉妹都市・友好都市等との交流】 ⑧青年使節団の団員が、帰国後にその経験を地域イベントで語るなど、地域の多文化共生イベント等に参画できるような仕組みを検討する。
【その他様々な人権問題への取組】 ⑨⑩⑪児童相談所が設置されることから、子どもの人権をテーマに「じんけんのつどい」を実施するなど、市民が自分事として学ぶ機会を提供するとともに、相談窓口など支援につながる情報の周知にも取り組んでいく。

主要事業の提案につながる項目

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】 ④⑦今後も増加が見込まれる相談について、効果的かつ効率的な対応策を検討する。また、外国籍住民が日本のルールやマナー等を学べるよう、その手法について、地域の日本語教室や日本語学校など関係機関及び、関係部局と連携しながら検討する。
--

6 評価結果

評価と取組方針
・外国籍住民からの相談件数が増加しているなか、外国籍住民が安心して相談できる、効果的かつ効率的な手法について検討を進める。 また、日本語ボランティア養成講座の横のつながりを活発にし、日本語を学べる環境づくりの取組を進める。 ・トレビエの託児付きコワーキングスペースでは男女共同参画の視点、とりわけ女性のキャリアアップやスキルアップを支援する視点も踏まえながら、女性の多様な働き方の支援を推進する。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 03

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	03	学校園などにおける人権教育の推進
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「一人ひとりの心や命を大切にすると答えた児童生徒の割合	↑	67.3	%	84.0	67.3	65.7	64.1	63.9	64.3
B	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 97.2 中 95.9	小 95.9 中 95.7	小 95.6 中 96.2	小 96.2 中 94.9	小 95.5 中 95.1	小 97.2 中 95.9
C										
D										
E										

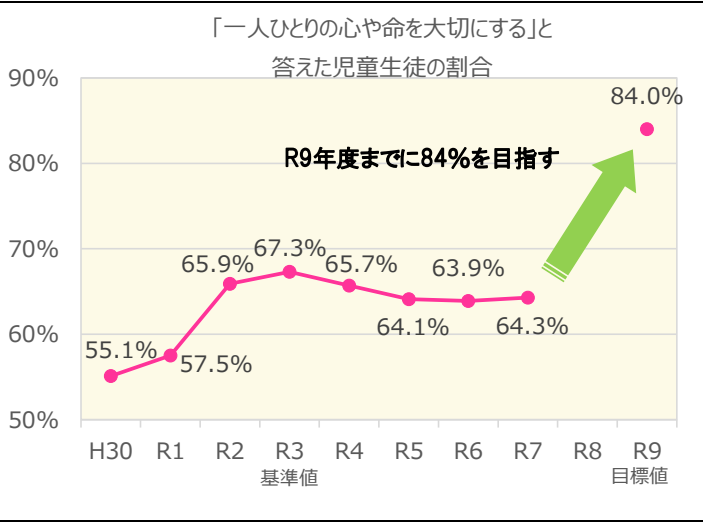
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【実践的行動力を育成する人権教育の推進】(目標指標A) (目的)人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成する。 ①<多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組の推進>小・中学校で作成した道徳教育及び人権教育に係る全体計画・年間指導計画に基づき、各校において教育活動を実施した。令和7年度はこれまでの3つの重点項目「生命を尊重する心の育成」「規範意識の育成」「人権教育の推進」に、「多様な性・性教育の推進」を加え、講演会を74回、校内研修を23回実施した。	①人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取り組むことで、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成する必要がある。特に、「外国人差別」や「インターネット上の人権侵害」をはじめとする新たな人権課題に対する取組が必要である。
【学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成】(目標指標A) (目的)学校での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊心を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培う。 ②<校内外での様々な体験活動の実施>環境体験や自然学校等の様々な活動を通して、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。また、学級活動や児童会・生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成した。尼崎歴史探検(AMATAN)事業等で尼崎市の歴史を学ぶことや、AMAフレンドシップ事業において、奄美の方との交流、自然や文化体験を通して学んだことを自校で報告すること等により、尼崎市への愛着と誇りを育成するとともに、地域社会に参画する態度を育成した。	②学校内外での様々な体験活動の目的や内容を明確にし、児童生徒が試行錯誤を通して自己認識や自尊心を高め、豊かな人間性と社会性を身に付けることが必要である。また、教育活動全体を通して、児童生徒の道徳性を養い、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。
【いじめ未然防止対策の充実】(目標指標B) (目的)学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、いじめから子どもの生命と安全を守る。 ③<いじめに対する教職員の正しい理解と態度を上げる取組>指導主事による年2回の学校訪問、「教職員用いじめ防止リーフレット」の配付、実践型研修及び校内研修の実施、市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施することにより、いじめ認知を高い水準で行うことができた。また、いじめ重大事態の認定件数も増えた。 ④<インターネットいじめの防止に向けた取組>小学校41校、中学校17校、高等学校3校において専門的知識を有する外部講師等による具体的な事例をもとに出前授業を実施した。インターネットトラブルや情報モラルの向上を図り、児童生徒が情報を正しく効果的に活用することにつなげた。スマホサミットでは、参加した児童生徒がスマートフォンの利用方法について考え、各学校でスマホルール等について啓発活動を行うことにより、参加していない児童生徒にもSNSに係るトラブルや人権侵害について考える機会となった。 ⑤<校則(学校生活のルールや決まり)の見直しに向けた取組>校則の見直しに関するガイドラインに基づき、児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みの構築、必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせた制定、校則の公表の3つの観点から、校則が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証し、学級討議や生徒会との意見交換等を通じて見直しを進めた。	③いじめ対応については、組織対応力が不十分な部分が一部あることから、学校の課題に適した研修等の取組を行う必要がある。また、重大事態調査の増加や保護者からの要求等、様々な課題が増加している。問題を迅速に解決し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保及び教育活動に専念するための支援体制が必要である。 ④児童生徒のスマートフォン所持率の増加や、利用年齢の低年齢化から、スマートフォンを介したトラブルが増加傾向にある。トラブルの未然防止のために、道徳及び出前授業等をはじめ、学校生活の様々な機会を捉えて、実態に応じた指導を継続するとともに、生徒自らがスマートフォン等の取扱いに関し、トラブルやいじめを未然に防ぐ力を身に付けられるようにする必要がある。 ⑤校則の見直しに関するガイドラインに基づき、校則は絶えず内容の見直しが必要である。児童生徒が校則を自分事として捉え主体的に守れるよう、意見聴取等を行い時代に即した内容にする必要がある。こうしたことから、子どもの意見をしっかりと聞き、取組に反映させる仕組みが必要である。
【日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援】 (目的)外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援のため、心理面・言語面のサポートを行う。 ⑥<学校園生活への早期適応に向けた支援>多文化共生支援員の増員により、日本語指導を必要とする全ての幼児児童生徒を支援した。さらに、通訳アプリの導入により授業内容の定着を図るとともに、携帯型通訳機器を全ての学校へ導入し、授業以外の面での児童生徒間や教職員保護者間のコミュニケーション増進を図った。また、市の多文化共生教育の方向を示すとともに、学校園での外国人幼児児童生徒受入の助けとなる「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を策定した。	⑥多文化共生支援員については、在留外国人の増加・多様化が想定されることから一層の充実が必要である。通訳アプリ等ICT機器については、有効な活用方法の研究・周知が必要である。ガイドラインについては、現場での活用に向けた周知・更新の取組とともに、特に要点である初期日本語指導や学習言語習得支援の充実・強化が必要である。

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	スクールロイヤーの設置
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・学校支援専門家派遣事業による弁護士とスクールロイヤーのそれぞれの位置づけを踏まえた効果的な活用と併せ、ICTの活用や教職員と市職員との役割分担など学校現場の事務負担を軽減する仕組みの検討を進め、いじめ事案への組織的対応力を高めるとともに、そもそまいじめを生まない学校文化の形成を図る。
・日本語指導が必要な児童生徒への初期支援については、先行自治体の事例や国の検討状況を踏まえ、拠点型・派遣型双方の視点で検討を進めるとともに、放課後日本語ボランティア派遣事業など関連事業との役割分担について関係部局間で連携し、効果的かつ効率的な支援体制の構築を図る。

令和8年度 施策評価表(令和7年度決算評価)

施策名：人権尊重・多文化共生
施策番号： 02 - 04

1 基本情報

施策名	02	人権尊重・多文化共生	展開方向	04	市職員・教職員などへの人権教育の推進
主担当局		総務局			

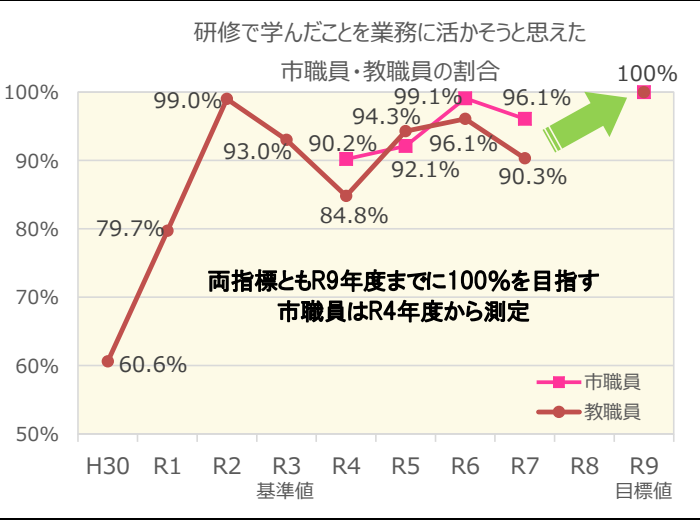
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R3	R4	R5	R6	R7
A	「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができた」と回答した市職員の割合	↑	—	%	100	—	90.2	92.1	99.1	96.1
B	「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる市職員の割合	↑	—	%	100	—	89.3	90.4	87.9	90.0
C	「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑	93.0	%	100	93.0	84.8	94.3	96.1	90.3
D										
E										

3 主要事業一覧

令和8年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和7年度 主要事業名	
1	カスタマーハラスメント対策の実施(カスタマーハラスメント対策事業)
2	日本語指導に関する教職員研修の充実(教職員研修事業)
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和7年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市職員への人権研修】 (目標指標A・B) (目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。 ①《職員意識調査の結果等を踏まえた対応》 令和6年度に実施した人権についての職員意識調査の結果を踏まえ、特に若年層の傾向を意識し、正確な知識と当事者意識を持つことのできるよう、フィールドワークなども通じて多様な人権問題について学べる研修機会を確保した。 ②《多文化共生への意識醸成》 令和7年3月に策定した尼崎市多文化共生社会推進指針に基づき、職員一人ひとりが本市の外国籍住民の状況やニーズを知り、自分ごととして捉え各事業に活かすことのできるよう、多文化共生に関する所属長向け研修を実施し、その後全職員への伝達研修に取り組んだ。 ③《カスタマーハラスメント(カスハラ)への対応》 本庁舎の電話機に通話録音システムを導入するとともに、啓発ポスターの掲示を開始した。また、カスハラに対する正しい知識を身に付け組織として対応していくため、課長級職員を対象にカスハラ対策に知見のある弁護士を講師とした研修を実施するとともに、窓口職場の職員を対象にカスハラをテーマに取り入れた接遇研修を実施した。	
【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】 (目標指標C) (目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるよう育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、対応・体罰のない教育環境に取り組む。 ④《教育課題の変化に応じた研修の実施》 「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座(4回)を開講するとともに、今年度は全ての校園種の人権教育担当者を対象とした日本語指導が必要な児童等への対応についての研修(2回)を実施し、人権への感度を高めることができた。 ⑤《いじめ防止に向けた取組》 初任者研修でいじめ事案の対応における初期対応の大切さについて学ぶとともに、「情報セキュリティ研修」や「子ども理解のための研修講座」において、児童生徒理解、いじめ等への対応力の向上を図った。 ⑥《体罰防止に向けた取組》 改めて「体罰等防止ガイドライン」の周知を行うとともに、児童生徒理解を深め人権意識の向上につながる研修を行うことで、体罰を防止するとともに、体罰等によらない指導について啓発した。	

令和8年度の取組
【市職員への人権研修】 ①②職員一人ひとりが「責任ある情報発信」の観点をもって職務にあたれるよう、インターネットリテラシーに係る取組を展開するとともに、引き続き若手職員を中心に、あらゆる人権問題を自分ごととして捉えることができるよう工夫した人権問題研修を実施する。 ③職員のニーズを把握し、ニーズに応じたカスハラ対策研修の実施を継続していく。 【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】 ④日本語指導が必要な児童等への対応について学ぶとともに、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を目的とした教職員研修を引き続き実施する。 ⑤引き続き、教員のいじめに対する感度を向上させる機会を充実させるとともに、特別なニーズのある子どもへの関わり方など、現場の声や時流に応じた内容で継続した取組を行っていく。 ⑥引き続き、児童生徒理解のためのポジティブ行動支援に係る研修を全校種及び初任者、2年次、3年次、中堅教諭を対象に実施するとともに、初任者研修において体罰防止研修を新たに加え、指導方法の改善につなげる。
主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針
・人権に関する正確な知識と当事者意識を持ち、職員が業務に取り組んでいけるよう、時宜を得たテーマ設定や手法を工夫した職員研修に引き続き取り組み、多様な人権課題について学べる機会を確保していく。